⑵　申請者が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類	（新設）
⑶　当該行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合（法第22条の２第４項各号（第３号を除く。）に掲げる行為に係る場合を除く。）には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）	（新設）
⑷　当該行為に係る森林の土地の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）	（新設）
⑸　申請者が当該行為に係る森林の土地の所有者でない場合には、当該森林において当該行為を行う権原を有することを証する書類	（新設）
⑹　申請者が当該行為に係る森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類（森林法施行規則第59条第２項の規定により添付を省略することができる場合を除く。）	（新設）
⑺　その他必要と認める書類	（新設）
別記様式第２の５	別記様式第２の５
別記様式第１別紙３⑴又は別紙４⑵①の施設等の番号	別記様式第１別紙３⑴又は別紙４⑵①の施設等の番号
森林法第34条第２項の特例措置 （地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第４項第３号）関係 （略）	森林法第34条第２項の特例措置 （地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第４項第３号）関係 （略）
㈱　（略）	㈱　（略）
（添付書類）	（添付書類）
以下の書類を添付すること。	以下の書類を添付すること。
⑴　当該行為に係る森林の位置図及び区域図（添付する森林の位置図及び区域図の様式は、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第48条第１項の申請書の様式のイの申請書に添付する森林の位置図及び区域図の様式に準ずること。ただし、整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面において、当該行為に係る森林の位置及び区域を明らかにした場合には、省略できる。）	保安林の境界線及び当該行為に係る区域を明示した図面（添付する図面の様式は、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第48条第１項の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずること。ただし、整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面において、保安林の境界線及び当該行為に係る区域を明らかにした場合には、省略できる。）
⑵　申請者が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類	（新設）
⑶　当該行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合（法第22条の２第４項各号（第３号を除く。）に掲げる行為に係る場合を除く。）には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）	（新設）
⑷　当該行為に係る森林の土地の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）	（新設）